

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度第3回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成31年1月31日(木) 午後6時30分～8時40分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 河津会長、井原会長職務代理、西澤委員、十時委員、大澤委員、永田委員、村野委員、横須賀委員、野澤委員、當麻委員、千葉委員、山口(暁)委員、坂本委員 (市事務局) 野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長 【子ども政策課】谷村課長、吉原課長補佐、古田主査、上野主査、羽生主任、青柳主事、神原主事 【子育て支援課】嶋田課長 【子ども家庭支援センター】榎本課長、長島係長 【子ども育成課】江川課長補佐、星係長 【児童課】半井課長 ●欠席者： (委員) 尾崎委員、山口(和)委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 0名
会議次第	1.開会 2.事務連絡 3.審議 (1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について(継続審議) (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について (3) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について 4.その他 5.閉会				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111(内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会					
2.事務連絡					
3.審議					

(1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について（継続審議）

◎会長

本日は、いわゆる国の手引きに基づいて12月に実施した利用希望把握調査（本調査）の結果をもとに算出した「量の見込み」について審議をしていただく。次回会議以降は、補足調査の結果等を踏まえながら、行政のもつ様々な実データに基づき算出した行政推計値等について審議をしていくことになると思うが、今回会議においては本調査の単純集計の結果や自由意見を参考に審議を行う。

続いて、審議事項（2）（3）では、市が利用定員の設定等を行うに当たり、審議会等の意見を聴く必要があるため、（2）では特定教育・保育施設の利用定員の設定について、（3）では家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について審議をしていただく。

それではまず、審議事項（1）について事務局から説明をしていただきたい。

子ども政策課主査より、**第2期計画調査報告書**（本調査報告書）は単純集計の結果をまとめたものであり、設問の回答の組み合わせによって、事業の必要量算出の根拠となる旨を説明。その後、**資料2-1**及び**資料2-2**を用いて、国の手引きに基づいて実施した本調査の結果をもとに算出した家庭類型や量の見込みについて説明。ポイントは以下の通り。

■未就学児の保護者を対象とする調査では62.6%、小学生の保護者を対象とする調査では55.5%と、この種の調査としては比較的高い回収率となったこと。

■各調査票の個別の設問への回答は、国のルール上、既に量の見込みに反映されており、その多寡に着眼するものではないこと。

■未就学児の保護者に関しては、5年前と比べ共働き家庭が大幅に増加しており、就労意向を持つ保護者が依然として存在すること。また小学生の保護者に関しては、比較的パートタイムへの転向意向を持っていること。

■量の見込みの算出に当たり、仮の数値として平成30年4月1日現在の人口を用いていること。

■**別紙**から、病児保育事業に係る量の見込みについては、実際に利用したことのない人の利用希望日数が著しく多い状況が反映されたものであると考えられること。

■児童クラブに係る量の見込みの算出に当たっては、実績を踏まえ学年ごとの利用逡減割合等による補正を行うが、実績については次回以降に行政の量の見込みとして示すため、今回はその補正を行っていないこと。

◎会長

先程も申し上げたように、今回は、本調査の結果等を参考に、教育・保育の無償化による影響等、量の見込みの設定をするに当たり考慮すべきことについて意見を出していただきたい。

◎A委員

第2期計画調査報告書（本調査報告書）の3ページに記載されている問3の無回答の割合を示す棒グラフが表示されていないが、無回答の比率は何%か。

○子ども政策課主査

誤植であり、実際の無回答の比率は10.8%である。当該グラフについては、後日修正を行わせていただく。

◎会長

後日正誤表等で改めるのが良いかと思う。
他に意見はあるか。

◎B委員

資料2-1の3ページに、過去5年間における0歳から11歳までの児童人口推計が記載されているが、前計画と比較をするためにも、第2期計画には、前計画と同様に0歳から17歳までの児童の人口推移を記載するのが良いと思う。

○子ども政策課長

資料2-1の3ページの児童人口推計は、あくまで量の見込みの設定について具体的にイメージしていただくために記載したものであり、第2期計画に実際に記載する人口推移については、第2期計画の骨子案を作成する際に改めて提示したい。前計画との比較という点に関しては、前計画の14ページに量の見込みを算出するために用いた0歳から11歳までの児童数の推移が掲載されているので、それを参照していただくと良いかと思う。

なお、(2)家庭類型別推計児童数の試算については、平成30年4月1日現在の人口を仮の数値として用いており、実際の人口数が減れば量の見込みの数値も減るものとなる。

◎会長

資料2-1の3ページに記載されている平成26年の児童数と平成30年の児童数を比較してみると、8歳以上の児童数は増加しているものの、0歳から7歳については一様に減少しており、総体としても777人減少していることが分かる。

他に意見はあるか。

◎C委員

幼児教育・保育の無償化により大幅に需要が増えると予想される事業があるかと思うが、無償化の影響は第2期計画にどのように反映していくのか。

○子ども政策課長

幼児教育・保育の無償化については、大幅に需要を喚起しうる要素として留意すべき重要事項の一つであると認識しており、本調査を行う際も、有用な利用希望を把握するために、対象者にその時点での可能な限りの情報を提供させていただいた。それでも、実際に無償化が始まってはじめて掘り起こされる需要は少なからずあるのではないかと考えられる。どの時点でどのような傾向が顕在化するか推測することは難しいが、量の見込みや確保の方策の見直し等も視野に入れておく必要はあると考えている。

◎会長

無償化に関し情報が浸透していくにつれ、無償ならば利用したいという考えを持

つ保護者が増えることは、自由意見の中に、事業の利用に現状お金がかかることを気に掛ける意見があったことから予想できる。情報がどの程度のスピードで浸透するかは分からないが、13事業やベビーシッター等認可外保育施設の一部が無償化の対象に含まれることから、量の見込みや確保の方策に無償化が徐々に影響してくることは十分考えられる。

他に意見はあるか。

◎D委員

幼児教育・保育の無償化に伴い、人手の確保も検討していければ良い。

◎職務代理

まず、先日プレス発表された東京都の予算について、全ての自治体を補助の対象とするのではなく、手を挙げた自治体のみを補助の対象とする等といった報道もあるようだが、それらをどう捉えているのか伺いたい。

また、産休・育休の取得期間の延長によって0歳児枠の利用がどう変化したのか分かれば、産休・育休の取得状況が分かるかと思うので、これを今後の参考としたい。

加えて、自由意見の中に、支援について、全体的な量はあるが地域差があるとの意見や、利用調整における選考指数が200点であっても希望の施設に入所できなかったとの意見があったことから、待機児童がどの地域で発生しているのかも今後の参考としたい。

◎E委員

自由意見の中に、長時間の預かりを希望する意見があった一方で、短時間または気軽な方法での預かりを希望する意見も多数あったことを踏まえ、短時間の預かりや費用負担の少ない利用しやすい預かりについても併せて検討していきたい。

◎会長

これまで出た意見について、行政から何か意見はあるか。

○子ども政策課長

まず、東京都の予算のプレス発表については、認可保育所等に関して0～2歳児の非課税世帯のみを無償化の対象とする国制度に対し、都内の保育環境の実情に鑑み、課税世帯等への補助を行うとともに、認可外保育施設に関しても同様の趣旨から補助を上乗せする等の内容であったと把握している。それらの活用も含め、どのように当市の無償化施策を実施していくかについては、現在組織内で検討を行っている段階である。

次に、0歳児の保育については、かねてより需要予測が難しい状況が続いている。今回の補足調査においても、公立保育所の在園児の保護者を対象にアンケート調査を行った際と同様に、なぜ0歳児から申込みをしたのかということに着眼点の一つと捉え、一定の条件を定めた上でこれに関して設問を設けている。資料2-1の5ページを見る限りでは量の見込みは増加しているが、1歳児クラスと比べ入所しやすい0歳児クラスから入所申込みをするという進級を考慮しての入所申請を、どのようなニーズと考えるかということに関しては様々な意見があるが、いずれにせよ、0歳児枠の増設ではなく1歳児からでも安心して預けられる様な環境づくりが課題

であると認識している。

最後に、支援の地域差については、かねてより研究を続けてきたが、待機児童に係る調査・分析経過報告においてもお示しさせていただいた様に、数値上、当市の待機児童は恒常的に特定の地域に偏っているとは言えない状況である。特定の保育所への入所を希望する場合は、利用調整における選考指数が200点であっても入所出来ないこともあるとは思いますが、地域的な傾向は明確には見受けられない。これについては、今年度以降の待機児童数の調査結果も踏まえながら、引き続き研究していきたい。

◎会長

全体的な傾向を見ながら検討していければ良いと思う。
他に意見はあるか。

◎B委員

本来、親と子は一緒に過ごすべきであると考えているが、未就学児の親のフルタイム就業率が上昇していることから分かるように、子どもを預けて働きたいと考える人が増えているのが実態であり、今後、その受け皿を増やすことによって更にこのような人が増えてしまわないか心配である。

また、子どもを預けるにしても、子どもと一緒に過ごしたいがやむなく預けるという姿が本来あるべき姿であると考えているが、未就学児の親にその気持ちはあるのか、小学生になった後、働き方を変える理由が預け先の有無に因るものになってしまっていないか心配である。

今後はこれらを考慮しながら、親と子が一緒に過ごせる時間が増えるよう、少しの時間でも気軽に預けられる様な環境の整備に力を入れていきたい。

◎会長

資料2-1の1ページを見ると、未就学児に関しては現在家庭類型のフルタイム×フルタイム家庭の割合がこの5年間で10%上昇し、潜在家庭類型においても42.1%まで上昇しているが、小学生に関しては現在家庭類型のフルタイム×パートタイム家庭の割合が高くなっており、この差について考える必要があることが分かる。

また、一時預かり事業等の量の見込みの算出結果を見ると、この5年間で長時間の預かりに対する需要が増えた一方で、幼稚園での預かりに対する需要は減っていることが分かり、統計的な見地から算出された数値からも、無償化の本来の目的である幼児教育の推進から逸れ、預かり保育を推進する流れに向かっているように感じられる。今後の審議においては、高い数値が算出されたからといって、質の議論をせずに量の拡大だけを検討してしまうことの無いようにしたい。

他に意見はあるか。

◎F委員

資料2-1の3ページに記載されている0歳児の人口数について、平成29年より平成30年の方が多なのは、マンションや一軒家の建設に伴い、地価が比較的安価な東村山市に小さい子どもを持つ家庭や出産を予定している家庭が転入してきているからであると考えられる。したがって今後は、どの地区にどの程度の規模の物件が建設されるのかについても注目しながら計画を作成していきたい。

また、自由意見の中に、情報不足や外出の難しさから必要な支援を受けることが

できていないという意見があったことを踏まえ、そういった人への支援についても考えていけたら良いと思う。

◎G委員

学童保育について審議を行うに当たっては、学童を第2の家庭としてではなく、単に子どもを預ける施設として利用する保護者の増加が学童保育の質の低下をもたらすことを踏まえ、保護者が学童保育をどう捉えているかについても考慮することが大切であると考えます。

また、市は学童保育を含め様々な事業において十分支援を行っていると思うし、働き方改革の推進という観点からも、今後は事業の拡大ではなく、質を保ちつつ、支援が届いていないと考えている家庭に対する支援を考えていければ良い。

◎会長

学童保育の量の見込みについては、前回調査より少ない数値が算出されたこともあり、比較的実情に合った結果が出たと思う。一方で、新・放課後子ども総合プランには、補習等の学習活動の実施等による内容の充実や、新規開設分の約80%を学校施設で実施すること等が目標として掲げられていることから、本市においては学校施設の活用が今後の課題となるかと思う。

他に意見はあるか。

◎H委員

まず、**資料2-1**の7ページの時間外保育に関して、母親の就労率が上がっているにもかかわらず、19時以降の利用希望が減少しているのはなぜなのか。次に、9ページのショートステイに関して、前回調査では0であった量の見込みが、今回調査では数値として出てきていることをどう捉えているか。最後に、13ページの病児保育に関して、市内に1か所しか病児保育施設がない状況にもかかわらず、量の見込みが前回調査の約10倍にも膨れ上がっているが、病児保育施設の増設等は検討しているか。これらについて考えを伺いたい。

この他に、今後の検討においては、数年間の入所申請数と入所数の推移データが活用できたら良いと思う。

◎会長

まず、時間外保育については、20時以降に帰宅する家庭数に働き方改革がどう影響したかによると思うが、現状これが分からないため、19時以降の利用希望の減少理由も明確には分からない。

次に、ショートステイについては、前回調査時は認知度が低かったため、量の見込みに利用意向が出てこなかったものであると考えます。一方で、一定程度事業の周知を図ったにもかかわらず、利用意向がさほど見られないファミリー・サポート・センター事業については、量の見込みの設定を行うに当たり、かなりの議論を要すると考えます。

行政から何か意見はあるか。

○子ども政策課長

今回算出した量の見込みは、国の手引きに基づいて機械的に算出した数値であり、統計学的な見地から言えば根拠のある数値であることは間違いないが、どのような

ことが影響したかについては、現時点で分かるものもあれば分からないものもあるというのが率直なところである。これについては、今後、統計学的な見地から算出した今回の数値と、現場の実態を一部反映した行政の推計値を比較する場において、議論していただくことになるかと思う。

これを前提として、現時点での推論になってしまうが、まず、時間外保育については、働き方改革の影響も少なからず出ているのではないかと考えられる。

また、ショートステイについては、統計学的な見地から機械的に算出される数値は、標本数が少ない設問の場合、回答者が1人増えるだけでその結果が大きく変わってしまうことを踏まえると、これが反映されたものであり、数値自体の確からしさは比較的高くないものであると考えられる。

最後に、病児保育については、前回調査時はなかった多摩北部医療センターが今回調査時においては実在していることから、あるなら使ってみたいという利用意向を持つ人が相当数増えたものであると考えられる。また、ロケーションに関しては、病気の子どもを安全に預かるには医療機関と連携した預かり体制が必須であるとの市の考えに合う所がなかなか見つからないという背景がある。これについては、他市の状況等についても勘案しながら、今後の課題として取り組んでいきたい。

◎A委員

病児保育については、季節によって需要は異なるとは思いますが、同じ状況下で2、3施設確保している自治体もあるため、そういった所を研究し、増設につなげていけると良い。

○子ども政策課長

病児保育は需要予測が難しく、直前にならないと需要が分からないものであるため、どれだけの定員の伸び縮みの幅をあらかじめ用意しておくかについては、財政面も含めた検討が必要である。

また、過去の実績からは季節的な傾向は見られず、利用に日々のバラつきが非常に大きい。そのため、特定の季節における受け入れ体制を充実させるといった運用も現状では難しい。現在は、これを課題と捉え、事業者との協議・調整を進めている。

◎会長

I委員から何か意見はあるか。

◎I委員

平成31年4月1日入所申込者数を伺いたい。

○子ども育成課係長

あくまでも暫定的な数値ではあるが、平成30年4月1日入所1次募集の申込者数が810名であったところ、平成31年4月1日入所1次募集の申込者数はその約1.3倍の1043名であった。

◎C委員

学童と保育所が併設していれば、小学生と未就学児が互いに刺激を受けることができ、教育・保育施設としての効果がより発揮されることが考えられる。また、長期的

なコストの軽減といった観点等からも、学童と保育所の連携は効果的であると思う。したがって今後は、地域経済の縮小を念頭に入れながら、ただ量を拡充するのではなく、未就学児から小・中学生までを対象とするような複合的な施策展開を考えていけたら良い。

◎会長

学童保育を学校施設内に設ける動きも全国的に見受けられるので、考え方としては不可能ではないと思う。

他に意見はあるか。

◎E委員

一見して同じ需要であっても、経済的な理由でそれを望むのか、子育てへの不安からそれを望むのかによって本当に必要な支援は変わってくると思う。需要の捉え間違いをしていないか顧みつつ、既存施設の有効活用等、量とは別の部分の充実がその需要を満たすかもしれないことについても考慮しながら、支援を考えていければ良い。

◎会長

エンゼルプランの実施に当たり、ワークライフバランスの実現に向け、予算に限りがある中でまずもって保育環境の整備を図った結果、その保育環境にしわ寄せが来てしまったことがあったが、今回の幼児教育・保育の無償化も、働き方が変わらなければ、同様の状況を引き起こしかねないと危惧している。

J委員から何か意見はあるか。

◎J委員

働き方や人口等に係る過去5年の変化が、一定程度数値に反映されていると思うので、これをどう分析するかが今後重要となってくると考えている。

◎会長

K委員から何か意見はあるか。

◎K委員

距離的な問題や身近に情報がないこと等から一歩前に踏み出すことが出来ない保護者に対する支援も考えていけたら良い。

◎会長

井原職務代理から何か意見はあるか。

◎職務代理

自由意見の中に、情報が無かったり、手続きに手間がかかる等の理由から、事業を利用しないという内容の意見が複数あったことから、事業はあるが利用につながっていないというミスマッチが発生していると考えられる。

また、量の見込みの設定を行うに当たっては、その課題が既存の制度で対応可能な課題なのか、既存の制度をブラッシュアップすることで対応可能な課題なのか又は新たな制度を検討する必要がある課題なのかを精査した上で、議論するのが良い

と思う。

◎会長

他に意見はあるか。

◎C委員

利用希望の地域的な傾向を捉えるに当たり、平成31年4月1日入所申請における施設別の第一希望者数が参考になるかと思うので、今後資料として提示していただけると良い。

○子ども政策課長

個別施設ごとに第一希望を提示するという点については、その影響等も考慮した上で、方法も含め検討させていただきたい。

◎会長

他に意見がなければ、審議事項（1）についてはこれで終わりとする。

（2）特定教育・保育施設の利用定員の設定について

◎会長

続いて、審議事項（2）について事務局から説明をしていただく。

子ども政策課主任より、資料3-1（参考：資料3-2）（特定教育・保育施設の認可情報等の提供）、資料3-3（特定教育・保育施設の配置図、平面図等）について以下の事項を中心に説明。

■萩山まるやま保育園及び天王森保育園は、第二保育園及び第六保育園の民間移管事業の実施に伴い、新規に開設される施設であり、各保育園の現在の在園児の受け入れが可能な定員設定になっていること。

■麻の実幼稚園は、施設型給付対象幼稚園への制度移行に伴い、新たに利用定員の設定を行うものであること。

◎会長

特定教育・保育施設に対する認可の権限は都にあるが、利用定員の設定の権限は市にあるため、これについて審議を行う。本審議の対象である3施設のうち、萩山まるやま保育園及び天王森保育園は、第二保育園及び第六保育園に代わって平成31年4月から新設される民営化のガイドラインの水準を満たした保育園である。委員から何か意見はあるか。

◎A委員

第二保育園及び第六保育園から萩山まるやま保育園及び天王森保育園に民営化するに当たって、各施設の年齢別の定員はどの程度変わるのか。

◎B委員

第二保育園及び第六保育園の現在の年齢別の定員はそれぞれ何人か。

○子ども政策課長

民間移管事業の推進に際しては、公立保育所を民間の事業者に委ねるという特性から、26回に亘る説明会を行う等、保護者との合意形成に努めてきた。

これら2施設においては、移管前から当該保育所に在籍している保育の必要性がある児童が、優先的に新しい保育所に移れるような取扱いとしており、定員についてもこれを考慮した設定を行っている。具体的には、まず、第二保育園については、設置当初の状況を考慮した上で、各クラスの定員を、0歳児クラスは6人、1歳児クラスは15人、2歳児クラスは18人、3歳児クラスは20人、4歳児クラスは20人、5歳児クラスは12人へと拡大し設定している。また、第六保育園についても、すべての児童が新規入所となる0歳児クラスを除くその他のクラスにおいて、現在在籍しているすべての児童が入所できるような定員設定を行っている。なお、第六保育園の現在の在籍児童数は、定員数とは若干異なるが、0歳児クラスが6人、1歳児クラスが17人、2歳児クラスが18人、3歳児クラスが22人、4歳児クラスが24人、5歳児クラスが25人となっている。

◎A委員

第六保育園に新規に入所できる児童は、1歳児クラスは10人、2歳児クラスは1人、3歳児クラスは6人、4歳児クラスは2人、5歳児クラスは0人ということか。

○子ども政策課長

入所に当たっては、まずもって現在の在籍児の入所が優先して固められ、その次に通常の入所申込みの手続きを経て入所する児童の入所が決まる。人数については委員お見込みの通りということになる。

◎会長

他に意見はあるか。

◎職務代理

第二保育園の定員について、市のホームページには、0歳児クラスは6人、1歳児クラスは14人、2歳児クラスは18人、3歳児クラスは17人、4歳児クラスは17人、5歳児クラスは18人と記載されているが、これは現数か弾力的な受け入れ数なのか。

○子ども政策課長

現数である。

◎会長

他に意見がなければ、本件は承認ということで良いか。

◀ 委員より異議なし ▶

◎会長

それでは、承認とする。

(3) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

◎会長

(1)(2)と同様に、審議事項(3)について事務局から説明をしていただきたい。

子ども政策課主任より、資料4-1(参考:資料4-2(家庭的保育事業等の配置図、平面図等))及び資料5について以下の事項を説明。

■平成30年11月に実施された平成31年4月1日入所申請の状況等を鑑み、設置が検討された施設であること。

■19人までの受け入れが可能な施設規模ではあるが、当市においては初めて保育事業を運営すること等に鑑み、認可定員が12人に設定されていること。また、利用定員は認可定員と同数であること。

■申請内容については、職員構成・施設設備いずれも認可基準を満たしており、当該事業者が既に運営を行っている新座市の保育施設を見学した中では、安全性等保育運営についても担保されているものと考えられること。

◎会長

委員から何か意見はあるか。

◎B委員

認可の要件の一つである連携施設の設定については、どのような状況か。

○子ども政策課長

小規模保育施設には原則2歳児クラスまでしかないので、卒園後も保育を必要とする場合は新たに保育施設を探さなくてはならない。これについて不安を抱く保護者が少なからずいらっしゃることから、認可に際しては、特に卒園児の受け皿の確保を事業者をお願いしている。当該事業者は、連携に関し、複数の事業者と協議を行っているようであり、連携施設の設定に関しては担保するものと聞いている。

◎会長

市内の既存の施設は連携体制がとれており、審議の対象である施設においてもそうなるよう努めているということだと思う。

◎職務代理

医務室はどこにあるのか。

また、今後の定員の拡大を想定して、余裕をもった敷地面積を確保しているようだが、現行計画にある12人という定員数でコスト的にこの施設を維持できるのか。

○子ども政策課主査

医務室については、事務所内に設置される旨を別途確認している。

また、財務状況については、直近3年間で赤字を計上していないか、償還計画は適切か等の観点から十分に確認を行っている。また、土地建物の借入れについても、10年間の保証があり、これについては建物の貸主からも確認が取れているため、財務状況については十分確認が取れていると認識している。

◎会長

他に意見がなければ、本件は承認ということで良いか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

それでは、承認とする。

4. その他

《 事務局より、次回（第4回）会議は、2月25日（月曜）の開催を予定している旨等を説明。 》

5. 閉会